

保有個人データ（診療報酬明細書以外）の 訂正・利用停止等について

保有個人データの内容が事実でないと思ったときは、訂正を請求することができます。また、保有個人データについて、法に反し取得や利用又は第三者への提供が行われていると思ったときは、利用停止（消去、利用・提供の停止）を請求することができます。

なお、被保険者本人等の請求者から保有個人データ（診療報酬明細書以外）の訂正・利用停止の請求があった場合は、個人情報保護方針に基づき対応します。

<次のような場合には訂正等の措置を行いません>

- ・利用目的からみて訂正等が必要でない場合
- ・誤りである指摘が正しくない場合
- ・手続き違反等の指摘が正しくない場合

注) 被保険者証に記載の氏名や各種通知の送付住所等、開示請求にかかわらず開示されているものにつきましては、本請求の対象とはなりませんので、別途、届出をご提出ください。

訂正・利用停止にかかる手数料

なし

手続きの流れ

